

法制検討ワーキンググループ の概要と今後検討を深めるべき ポイントについて

P1. 取りまとめの関連事項と対応施策

P3. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ
(中小企業基本法)

P7. 中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築

P15. 小規模企業者等設備導入資金助成法のあり方

P17. 下請企業の振興方策

P22. 創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方

取りまとめの関連事項と対応施策

法律: ■、予算: ◆、金融: ★、税制: ●

(1) きめ細かな支援

○中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化 → 【法律】■中小企業基本法改正の検討

(2) 経営支援体制

○「知識サポート」の抜本的強化

○経営支援機関の評価・能力の“見える化”・発信

○ITクラウドを活用した経営支援

○金融機関による小規模企業の経営支援

○中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討

【既存予算】

◆高度実践型支援人材育成事業

【金融】

★経営支援と一体となった融資制度の創設

★経営力強化保証(平成24年10月創設)

【法律】

■中小企業経営力強化支援法(平成24年8月施行)

(3) 人材

○若手の雇用ミスマッチ解消のため、インターンシップ事業を更に充実

○地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開
(文科省と連携)

○優れた企業の知名度の向上(いわゆる“ミシュラン”)

【既存予算】

◆新卒者就職応援プロジェクト

【既存予算】

◆地域中小企業の人材確保・定着支援事業

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(4) 販路開拓・取引関係

- 海外展開の更なる支援 → **【新規予算】**
◆地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業
- 下請企業等の振興への対応 → **【法律】**
■下請中小企業振興法の見直し
【既存予算】
◆新事業活動促進支援事業

(5) 技術

- 技術力の更なる強化
:技術開発における小規模企業向け支援(少額化、短期化等)の創設 → **【既存予算】**
◆戦略的基盤技術高度化支援事業(概算払い活用・小規模企業枠導入)
- 技術・技能の継承
:マイスター制度の創設 → **【新規予算】**
◆ものづくりマイスター活用技術・技能承継促進事業(文科省・厚労省と連携)
- 事業承継の円滑化
:事業承継税制の見直し → **【税制】**
●事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等)の抜本見直し

(6) 資金調達

- 各社の段階・指向に応じたきめ細かな資金調達手段の整備
①成長指向型小規模企業への資本金の供給 → **【金融】**
★資本金性を供給する制度の整備
★中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- ②小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新融資制度 → **【金融】**
★経営支援と一体となった融資制度の創設
- ③小規模企業設備導入資金制度
→ 廃止(制度を廃止すれば、国から都道府県に対する債権のうち貸付に回っていない374億円の国庫納付を実現)

(7) 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

- グローバル成長型起業支援: 当面1千社程度
 - 地域需要創出型企業支援: 当面1万社程度
 - 第二創業向け・後継者による新事業展開の支援・事業承継の円滑化
 - 知識サポート体制の抜本的強化 →
- 【新規予算】**
◆“ちいさな企業”未来補助金
- 【金融】**
★経営支援と一体となった融資制度の創設(再掲)
★新創業融資制度(日本公庫)(既存)
★起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- 【税制】**
●雇用創出型ベンチャー企業の税額控除措置
●創業時の登録免許税、印紙税の免除
●事業承継税制(再掲)
- 【新規予算】**
◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)
- 【法律】**
■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(8) 女性が働きやすい環境整備

- 出産等で退職し、再就職を希望する女性求職者がブランクを埋めるための支援、女性の経験・感性・視点を活かした起業・創業の支援
↓
【新規予算】
◆主婦層向けインターンシップ事業、“ちいさな企業”未来補助金(再掲)

(9) 地域(商店街等)

- 地域コミュニティ機能の更なる強化
↓
【既存予算】
◆地域商業再生事業

中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ(中小企業基本法)

中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ(“ちいさな企業”未来会議とりまとめより)

- 中小・小規模企業政策の再構築に当たっては、これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系へと再構築することが重要である。
- 中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべき。
- 中規模企業への支援についても、現在の支援策が十分かどうかを検証し、引き続き、着実に支援策を講じていくことが必要。

中小企業政策の変遷について

(1) 復興期 ～ 中小企業庁の設置

・戦後、多くの中小企業が誕生したが、ノウハウ不足や過当競争、悪性インフレ等により大きな困難に直面する一方、傾斜生産方式により、中小企業の多い織物などの産業に生産資源が配分されない「中小企業問題」が発生。これに対応するため、1948年に中小企業庁が設置され、中小企業政策の柱として①金融政策、②組織化、③診断指導を位置づけ。

(2) 高度成長期 ～ 中小企業基本法の制定

・貿易・投資の自由化が進む中で、中小企業の生産性向上が求められる一方、下請構造の定着化もあり顕在化した大企業と中小企業との二重構造の問題に対応するため、1963年に生産性・賃金・技術資金調達面等の諸格差が是正されるように、中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として中小企業基本法が制定。

・小規模企業については、その生業的実態から別途の定義(製造業等20人以下、商業・サービス業5人以下)を設けると共に、小規模企業者に対し、中小企業施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払う旨を一章を設けて規定。

(3) 安定成長期 ～ 中小企業基本法の改正と低成長への対応

・我が国経済の高度成長に伴う中小企業者の資本金規模と従業員規模との関係の変化や、卸売業と小売業との業態面の相違などを踏まえ、1973年に中小企業基本法の定義を改正し、中小企業者に係る製造業の資本金基準を改正(5000万円→1億円)すると共に、商業を卸売業と小売・サービス業として分けて定義。(小規模企業者については変更なし。)

・石油危機後の不況を受けた1976年の中小企業事業転換対策臨時措置法の制定等により、中小企業の事業転換支援が強化

(4) バブル期以降 ～ 中小企業基本法の抜本改正

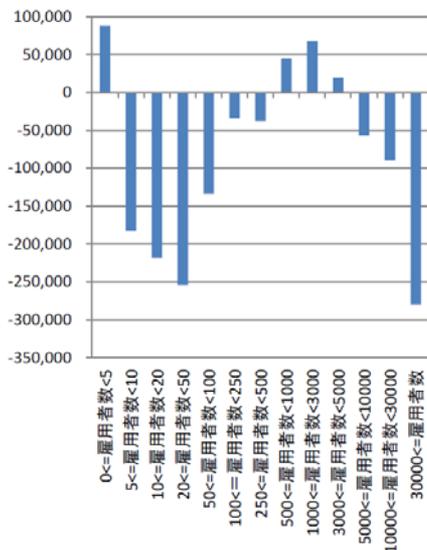
・開廃業率の逆転や、完全失業率の上昇などから、創業・新事業創出が重要な政策課題となり、1999年に中小企業基本法を抜本改正し、経済的社会的制約による不利の是正から中小企業の多様で活力ある成長発展へと政策思想を転換、中小企業政策は「経営の革新及び創業の促進」、「中小企業の経営基盤の強化」、「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」の3つの基本方針へ再編。

中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ(中小企業基本法)

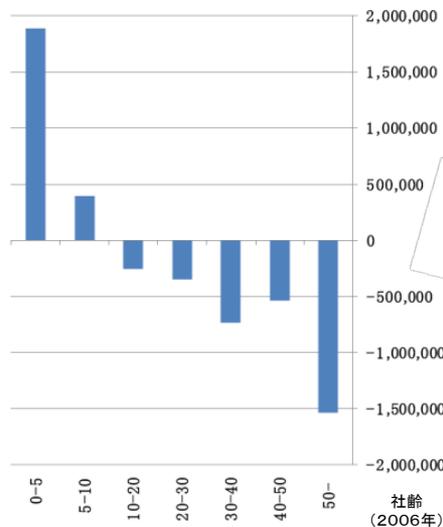
中小・小規模企業を取り巻く課題と可能性

- 新興国との国際競争の激化、本格的な人口減少社会の到来に伴う内需の低迷等に加え、いわゆる六重苦問題(円高、法人税、自由貿易協定、労働規制、環境規制、電力不足)により大企業さえも経営不振が顕在化。こうした状況下で、我が国中小企業の経営環境は一段と厳しくなっており、特に、経営資源に乏しい小規模企業については、企業数・雇用者数が他の規模の企業と比較して大幅に減少している。
- 一方、中小・小規模企業の中にはグローバル市場の獲得を目指し事業拡大を志向するものや、地域に根ざして経済や雇用の下支えを志向するものなど、大企業に依存せず収益面や雇用面において潜在力を発揮する企業が存在。大企業を中心とした既存の産業構造が揺らいでいる今日において、中小・小規模企業こそが日本経済の再生の牽引役となる可能性を有している。
- また中小・小規模企業の重要性は増大しており、国内の小さな企業、若い企業が雇用を創出している。2001年～2006年にかけて、小さな企業、若い企業が我が国に雇用を創出している。今後、「小さな企業」の雇用増が期待されており、従業員数増加率が2倍を超える小規模企業が全体の5%存在。
- 「小さな企業」における2つの類型
 1. 成長指向型企业・・・海外市場への販路拡大、研究開発における外部連携等が課題
 2. 地域需要創出型企业・・・人材の確保・定着、取引先の開拓・個店の魅力向上等が課題

企業規模別の雇用の純増減



社齢と雇用の純増減



【出所】
 ・深尾京司(2012)「失われた20年」と日本経済
 ・深尾京司・権赫旭(2011)「日本経済成長の源泉はどこにあるのか」

構造改革

	縮小事業	人員削減 (グローバル)
パナソニック 	・プラズマパネルの生産を縮小 ・LEDモジュール等の生産拠点を閉鎖	約38.5万人 ー約35万人 【11年度】
ソニー 	・国内3拠点のリチウムイオン電池の組立工程を中国・シンガポールに移管 ・ケミカル事業を売却	約1万人(うち国内約3千人) 【12年度】
ルネサス 	・生産拠点を再編し、前工程は大口径化とアウトソース化、後工程はアウトソース化と海外シフトを加速	5千数百人規模(国内) 【12年度】

海外進出

日産 	・北米自由貿易協定(NAFTA)や南米南部共同市場(メルコスル)など、40か国以上とFTAを結ぶメキシコで、日産は米国・ブラジル向け自動車の生産体制を強化。
トヨタ 	・トヨタは米韓FTAの締結を受け、米国工場生産したセダン「カムリ」やミニバン「シエナ」の対韓輸出を開始。

→ 12年7月、国内乗用車8社の海外生産は、合計で前年同月比25%増。他方、輸出台数は微減に止まり、現地シフトが鮮明に。

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

- 弱者救済のために税金が使われる傾向にあった従来の中小企業政策の結果、本来であれば市場から撤退すべき企業が不当に市場に残ってしまっている、という批判を踏まえると、法律改正含め、中小企業政策を立案する際は、その支援策の目的と対象を明確にすべきではないか。
- 日々の生活の糧を必死に稼ぐ生業の方も数多くいる。そのような生業の方達の事業をいかに維持していけるかが課題ではないか。
- 再チャレンジできる環境が重要。儲からなければ気軽に店を閉じて、廃業から開業へと容易にシフトするような方向性を打ち出せないか。
- 成長志向型企业と地域需要創出型企业の2類型それぞれに合った支援を行うことが重要ではないか。
- 中小企業基本法の対象として現在は抜け落ちているNPOを、今後対象とすべきか検討するべきではないか。
- 海外展開は大変重要であると各地の中小企業は認識しているので、基本法に盛り込むべきではないか。また、東日本大震災における各地の被災事業者の経験則を踏まえた記述ぶりも盛り込めないか。
- 日本国内だけでなく海外でも有名になった企業が、外国企業から買収を仕掛けられた場合にどのように守るのか、といった点についてどの程度基本法に盛り込むのかを検討すべきではないか。

今後の検討の方向性(案)

○小規模企業者の定義の見直しについて

- ・小規模企業者の定義の拡大の効果(支援対象の拡大、支援措置の希薄化等)を踏まえた必要性について
- ・制定時からの実態の変化を踏まえ、業種ごとの実情に応じた細分化等を行う必要性について
- ・売上や企業の創業年数など、資本金、従業員数以外の基準の必要性について

○小規模企業に対する施策の充実について

- ・業種、分野、規模、地域性、事業段階、成長の指向など、小規模企業が多種多様な環境に置かれていることを踏まえた、きめ細かな施策を充実させることの位置付けについて
- ・小規模企業の担い手の不足を踏まえた、女性や若手の参画を促進する施策の位置付けについて

○時代の要請に基づく中小企業施策(海外販路の開拓・拡大、事業承継の円滑化等)の規定の位置付けの必要性について

等

定義の見直しを含めた具体的な議論は、第4回WG(11月8日)で実施。

中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築

中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築（“ちいさな企業”未来会議とりまとめより）

- 少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国の台頭、大企業の海外進出に伴う取引構造の変化、震災・円高など、中小・小規模企業を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、小規模企業の経営支援ニーズも複雑化・高度化・専門化している。
- 例えば、新興国市場の獲得を狙った海外展開、内需減少の中での生き残りのための合理化・高付加価値化、新興国企業との競争に打ち勝つための技術力向上、親企業の海外進出に伴う自社ブランドでの新たな販路開拓、環境・安全面に配慮した品質維持など、経営課題は、多岐にわたり、かつ、いずれの課題も専門的な知識に裏付けされた解決が必要となる。
- こうした中、複雑化・高度化・専門化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要となっている。

「知識サポート・経営改革プラットフォーム（仮称）」の必要性

- 意欲はあるものの「知識」が十分でない事業者・起業者・後継者に対し、起業・安定化・成長・事業承継の各段階で必要となる実践的で生きた「知識」を円滑に共有できる新たな仕組みを構築する。
- その際、全ての小規模企業がコストをかけず、容易に利用が可能となる仕組みとする観点から、発達した情報通信技術を活用する。同時に、情報通信技術の活用が困難な小規模企業も新たなビジネス創造の機会が得られるよう、各地域においてビジネスマッチング等を加速させる仕組みを実現する。
- これを踏まえ、知識プラットフォームは、以下2つの機能を有するものとする事が必要。
 - ①「ITを活用した支援」：全国の事業者と支援機関とをインターネット上で結び、知識・ノウハウの共有、ビジネスマッチングを実現するための情報通信基盤やデータベースを元に、政策情報提供・申請受付、支援機関とのマッチング、中小・小規模企業同士のマッチング、コミュニティ形成、業務連携や経営改善の支援などのサービスを提供
 - ②「現場での支援」：各地域における拠点を形成し、膝詰めでの新たなビジネスの場を提供

中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築

「知識サポート・経営改革プラットフォーム(仮称)」の概要

ITを活用した支援

○国がオーナーとなり、100万社以上の中小・小規模企業と1万以上の専門家・支援機関等が参加するITプラットフォームを構築する。基本機能は、

- ①政策情報提供と申請受理(国・地方の政策情報(各種支援策の申請機能)のワンストップ提供。支援機関・専門家・先輩経営者の紹介。レイティング機能も付加。)
- ②企業間等のコミュニティ形成やマッチング(国と中小企業、あるいは中小企業グループによるオンライン上の意見交換フォーラム。中小企業と専門家のマッチング、中小企業同士のマッチング。)
- ③企業間の業務連携促進(中小企業同士あるいは中小企業と大企業によるBtoBの業務連携アプリケーション等の提供)
- ④中小・小規模企業の財務面での経営改革支援(中小会計要領を活用した経営改革支援ツールの提供。中小企業の財務データ、経営データの収集とこれを統計的に活用した経営支援機能。)

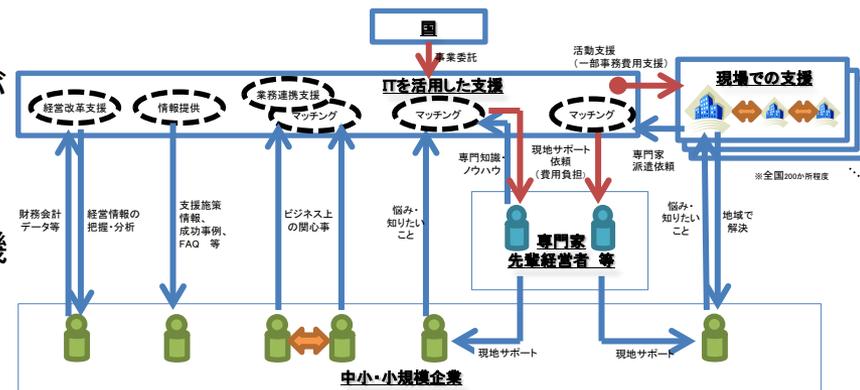
○システムの開発と運営は、企画競争により、技術的知見を有する民間コンソーシアムが、国の監督の下で実施。

現場での支援

○国は、地域の中小・小規模企業者と専門家・先輩経営者等が膝詰めで指導や情報交換を実施するための全国200箇所以上の拠点作りを支援。

○金融機関等の認定支援機関、意欲ある地域の既存の支援機関、NPO等が運営主体。

○国は、拠点候補を公募し、業務の公正中立性確保のための措置を行う。



「知識サポート・経営改革プラットフォーム」のイメージ図

中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築

1. 政策情報提供の事例

J-Net21 ((独)中小企業基盤整備機構)

- 全国の公的支援機関が実施する中小企業向け施策に関する情報を発信。(アクセス件数約4300万件/年)
- 「ここに注目! 中小企業支援施策」では、中小企業庁が行う、重点施策(年度ごと)を特にピックアップして解説。資金や経営相談など、目的別に施策を選択可能。(アクセス件数約28万件/年)
- 「支援情報ヘッドライン」では、全国の中小企業支援機関のWEBサイトに掲載された施策(補助金やイベントなど)最新情報を一覧できる(毎日更新、アクセス件数約680万件/年)。
- 「資金調達ナビ」では、全国の公的機関の資金に関する施策情報が検索できる。補助金・助成金、融資制度等の資金別に、運転資金、設備資金等の目的別に検索が可能。(アクセス件数約35万件/年)

2. マッチングの事例 (1)

ドリームゲート ((株)プロジェクトニッポン)

- 専門家を検索し、相談・面談をすることができる(相談者登録約40万人、専門家登録約430名※)。「エキスパートQ&A」では、投稿型の質問及び回答の閲覧が可能。(※登録に際し、相談者は審査不要。専門家は審査有り。)
- 各専門家ごとに、相談・面談の結果に関するユーザによる評価が集計され、5ポイント満点で表示される。(部門ごとのランキングも公表。)
- 相談者の登録は無料※1、専門家の登録は有料※2。専門家は、相談者からの評価による自己をアピールや、サイト内でのセミナー告知などにより、本来の業務の拡大につなげることができる。(※1オンライン上の相談は無料だが、直接対面での面談は有料の場合有り。※2初期費用98,000、月額6,300円等)

The screenshot shows the J-Net21 website interface. At the top, there's a search bar and navigation tabs for '中小企業' (Small Business) and '小規模' (Small Scale). Below that, there are several main sections:

- ここに注目! 中小企業支援施策 平成24年度版**: A section highlighting key support policies for the fiscal year 2012, including a '重点施策' (Key Policy) section.
- 支援情報ヘッドライン**: A '毎日更新' (Daily Update) section providing a quick overview of support information from various public agencies.
- 各種メニュー**: A sidebar menu with categories like '補助制度・公費' (Subsidies/Grants), 'イベント・セミナー' (Events/Seminars), and '資金調達' (Fundraising).
- 検索**: A search bar with filters for '検索' (Search) and '絞り込み' (Filter).

▲ここに注目! 中小企業支援施策

▲支援情報ヘッドライン

The screenshot displays the Dream Gate website's consultation interface. It features a '専門家検索' (Expert Search) section and a '活動実績・評価' (Activity Record & Evaluation) section. The 'オンライン相談' (Online Consultation) part shows a consultation with a rating of 4.6 stars based on 36 evaluations and 68 replies. The '面談相談' (Face-to-face Consultation) part shows a rating of 4.9 stars based on 10 evaluations and 12 replies. Below this, there are sections for '専門家の回答に対するコメント' (Comments on Expert Responses) and '相談結果に対するユーザのコメント' (User Comments on Consultation Results), both showing star ratings and text feedback.

▲相談結果に対するユーザのコメント

中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築

2. マッチングの事例(2)(J-Net21の「にぎわい広場」) ((独) 中小企業基盤整備機構)

○自社の製品等の情報を登録してPR（登録無料）。掲示板形式のビジネスマッチングの場を提供。

○登録企業は約12,000社。（登録に際し、審査有り。アクセス件数約8万件／月。）

3. 業務連携の事例(学校給食管理システム) ((株) コンピューターシステムハウス)

○パンや米飯の製造業者が登録し、製造計画、納品、請求等を登録。（各種台帳の出力等も可能）

○事務局が、製造業者が登録する納品、請求データを基に、学校給食会への請求、精算を行う。

※利用料は、製造業者全体で合計月額15750円。

データベース検索
企業情報

エクレレント株式会社
お問い合わせ

業種: 工業-食料飲料品, 工業-プラスチック, 工業-鉄・鉄材・金属, 工業-電気・電子・精密機器, 工業-機械・輸送用機械, 工業-緑工業

企業の概要: 産業用自動化機器組立・加工・検査) 及びロボット周辺機器等の各種設計・製作

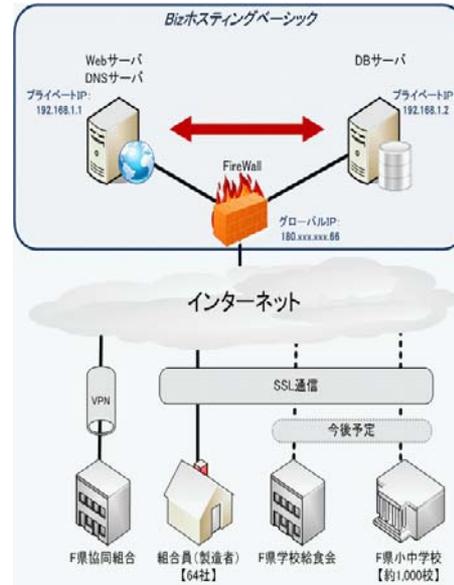
自動化機器・自動車部品組立装置、各種機械の搬送装置
板金製品の組立・搬送装置、電子製品の搬送装置など、
お客様の要望に応じたオーダーメイドの装置を
御提案させていただきます。

ロボット周辺機器・金属部品研削ロボット、自動車部品組立ロボット
ハリ取ロボット装置、各種ロボットハンド
グリッパー及び治具等の設計・製作等

その他、試験装置、食品関連機器、精密機械加工、樹脂加工など、
プログラミングから設計・製作までお客様のあらゆるニーズにお答えします。
お気軽にご相談下さい！

資本金: 10,000,000円
従業員数: 15人
住所: 兵庫県神戸市西區北野町2丁目1番3号
電話番号: 078-671-6951
FAX番号: 078-914-9866
ホームページ: <http://www.ecellent.net.jp/>

その他の情報: 当社は四半世紀(創設:1976年)に亘り培われた技術と顧客との両者の要求に対し、顧客に十分満足される高品質な製品と納品を提供することを基本理念としています。
品質マネジメントシステム ISO 9001:2000年認証取得済(2002年3月)



給食納品台帳入力修正

00パン店

2010年12月分 入力

日付	曜日	品名	種類	品名	数量	11	12	13	21	22	23	31	32	33	44
12/01	水	パン	パン	オウゴン		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/02	木	米	米			11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/03	金	米	米	朝ごはん	-1kg	11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/04	土					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12/05	日					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12/06	月	米	米	朝ごはん		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/07	火	米	米	朝ごはん		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/08	水	パン	パン	オウゴン		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/09	木	米	米			11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/10	金	米	米	朝ごはん	-1kg	11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/11	土					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12/12	日					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12/13	月	米	米	朝ごはん		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/14	火	米	米	朝ごはん		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/15	水	パン	パン	オウゴン		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/16	木	米	米			11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/17	金	米	米	朝ごはん		11	13	14	15	20	16	15	19	30	
12/18	土					0	0	0	0	0	0	0	0	0	

▲納品情報入力画面例

▲イメージ

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

<ITを活用した支援>

- 法律で行うべき施策であるのか、また国が新たに何らかの組織を作るものであるのか、それとも既存の職業・事業者団体、支援機関等を活用するのか。
- 集積が想定される情報の中で流出を防ぐべきものは何か。また、その情報が流出してしまうリスクを防止する観点から、財務の健全性や実施計画を審査することや、システムに対する検査・監督等の法的措置があってもよいのではないか。
- 運営主体の運用コストの一部を国や自治体が費用負担をする支援が必要ではないか。また、大企業を含めて地域の経済を活性化するための方策を考えていくことが重要ではないか。
- 中央はシステム部分を構築し、地方はアナログ的な支援事業を行うという印象を受けるが、地方からも情報発信が可能となるシステムを設計をするべきではないか。また、地方独自のスペースをプラットフォーム上に作成し、その地方の事業者が特に必要とする情報が掲載されるようにすべきではないか。
- 参加者がプラットフォームの制度にどう主体的に関わっていくかという点を検討する必要がある。
- 支援機関が企業から相談を受ける際、その信用情報をいかに管理するかが重要。信用情報の管理について必要となる報酬額は誰がどう決めるのか。経営改革の支援まで行くとすると、その支援が失敗した場合に、責任問題はどのように処理するのか。
- オンライン上では、企業の声拾いマッチング支援等を行うだけでなく、企業がその場を活用したときにビジネス上の何らかの気づきを得られるようなものにすべきではないか。
- ニーズ発掘の「牽引役」となる人が、オンライン上で企業に議論を投げかけるようにし、議論や情報交換の活性化を図るべきではないか。情報共有の仕組みについては、情報提供する企業が開示する情報を選択できるようにすべきではないか。さらに、成功事例をモニタリングすることが重要ではないか。
- 地域間を超えたメール相談機能があってもよいのではないか。

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

<現場での支援>

- 地域の企業に、その特定の地域の情報だけでなく、海外等の地域外の情報も提供すべきではないか。
- 先輩経営者との出会いやマッチングを行うためには、先輩経営者を含めて組織化されていないと難しい。
- 商工会や商工会議所のような既存の団体や認定支援機関等との関係、さらに県・市・区の単位で様々な支援施策が講じられており、独自の制度も有する自治体を、地域プラットフォームにどのように位置づけていくのか、整理が必要。
- 既存の支援機関に足りない部分について指摘をしたり、公的資金によって活動している部分の重複を整理する等、政策誘導機能をもたせてもよいのではないか。
- 県内の商工会議所、商工会等が一つに合併し、新たな法人として地域プラットフォームを担うなど、地域プラットフォームが、既存の支援体制の変革や再編に使われてもいいのではないか。またこの場合に、合併したことによって何らかの不利が生じないようにすべきではないか。
- 詳細な制度設計を行わずに、それぞれの地域プラットフォームが取組を実施すると、地域格差が生じる事が予測されるが、それぞれの機関で最低限保たれるべき機能は何か。
- レイティング制度について、個人事務所のような専門家まで対象にするとレイティングできる主体がないのではないか。制度に法的根拠を持たせ、専門家認定制度を創設すべきではないか。
- 地域プラットフォームについては、欠格者を排除する一定のメルクマールを設け、認定を受けた後も退場処分等の処分があり得る制度設計をすべきではないか。
- 名称について、「経営改革」という文言が入っているため、支援機関としての役割が従来より重いものであることが想起されるが、従来の支援機関に加えて求められる機能とは具体的に何か。

今後の検討の方向性(案)

○ITを活用した支援についての論点

- 中小・小規模企業にとって使い勝手が良く、安心して使えるコミュニティ形成・マッチング機能を構築するためには、事業者や専門家等の情報の真正性をどの程度担保する必要があるか(専門家の身元を照会する責務をサービスを提供する主体に必要なのか)。
- 中小・小規模企業が業務連携や経営状況分析等をし易くするためのソフトウェアを設計する過程において、国が制度設計に参画し、システム会社に委託をするのか、またはスペースのみを用意し、民間の提案を待つべきなのか。
- 提供されたソフトウェアに不具合があった時、国はどの程度の責任を持つべきなのか。
- 中小企業の財務情報や、専門家の個人情報等を含む膨大な情報を管理する主体に対して、情報管理(秘密保持を含む)に関して特別の行為規制を課す必要があるか(行為規制をかけて守るべき情報は何か)。
- 中小・小規模にとって信頼できる情報であることを証明する表示等の仕組みは必要か。等

○現場での支援についての論点

- 現場での支援の具体的な担い手は誰か、また、国はその主体にどのように関与するのか。
- 現存の支援機関(商工会、商工会議所、都道府県支援センター等)で行われている事業と、今回の支援事業の整理。
- 業務の公正中立性を確保する観点から運営主体に課すべき行為規制は何か、国としてどこまで関与するのか。等

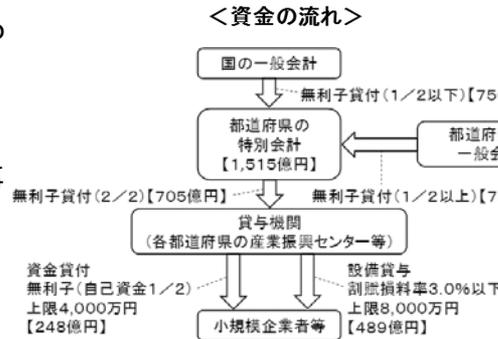
小規模企業者等設備導入資金助成法のあり方

創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方(“ちいさな企業”未来会議取りまとめより)

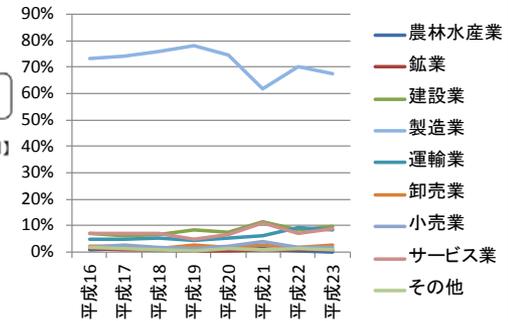
- 現行の一律のマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)を抜本的に見直し、それぞれの小規模起業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度(新“小規模企業融資制度”)を構築する。
- 小規模企業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記のきめ細やかな「新“小規模企業融資制度”」の創設に合わせ、廃止する。

制度の概要・実績

- 必要資金の半分を国が無利子で都道府県に貸し付けることにより、都道府県が小規模企業に対して資金貸付及び設備貸与を実施することを支援する制度
- 現在、資金貸付事業は22、設備貸与事業は17の都道府県で事業を休止しており、資金貸与事業・設備貸与事業を共に休止している都道府県は、11に上る。
- 業種別の内訳を見ると、製造業が多くを占めるが、近年はその割合が若干低下。逆に建設業、運輸業、サービス業の割合が増加。



<業種別の内訳の推移(金額ベース)>



制度の現状・評価

- 事業実績は、平成初期のピークから大幅に減少。現行制度移行後の平成12年度以降も10年間で事業実績が約1/3に減少。
- 実績が長期的に低迷している大きな要因は、小規模企業の設備投資の減少。
- 現行制度移行後、さらに本制度の利用実績が減少している要因としては、①機械類信用保険の廃止、②都道府県の制度融資の利用増加が考えられる。
 - －①平成14年の機械類信用保険制度の廃止により、設備貸与事業の採算が悪化。
 - －②小規模企業者等設備導入資金助成法の実績が低迷する一方、信用保証付の制度融資の活用が増加。
- 他方、小規模企業への金融支援として、今も一定の役割を果たしているとの声も存在。

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

- 実績が低下しているということで、廃止にするのはどうかと思う。信用リスクの高い中小企業への補完的な役割は、今後もあって良いのではないか。本制度の主な利用者である製造業において設備更新は必要不可欠であるため、使い勝手が良い。代替案で補完されるのであれば、検討すべきである。
- 延滞債権が存在していることが問題。貸与機関が、金融機関のような審査は行っておらず、形式基準による審査だけを行っているのではないか。償還能力なども含めて金融機関がきちんと審査し、中間のモニタリングをし、場合によっては債権回収まで踏み込むべきではないか。
- 制度自体を知らない人がいて、知ったときには申込みが終わっている、ということが多々あり、政策が伝わっていないのではないか。
- 中小企業であっても大企業であってもグローバルに活動しているので、グローバルに貸付ができるような仕組みというのを、新しい融資ということであればやっていくべきではないか。
- 設備資金制度では、多くの都道府県が貸与機関で損失補償契約を結んでいるが、損失補償契約については業績不振の第3セクターなどに関する重く深い問題であり、この点で、都道府県は消極的になり、休止ということになっているのではないか。

今後の検討の方向性(案)

- 代替措置として設けるきめ細かな金融支援策のあり方について
- 必要な経過措置のあり方について

等

下請企業の振興方策

下請企業等の振興への対応(“ちいさな企業”未来会議取りまとめより)

- 中小・小規模企業グループの活用 金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等の士業、公的支援機関などによる縦のつながりに加え、地域に根ざした中小・小規模企業同士による横のつながりをベースに、中小・小規模企業の潜在力をなお一層高めることができると考えられる。
- 生産性の向上 生産現場の情報化が進展する中、外部人材による支援や情報通信機器の使用に慣れている青年層などの活用により、各企業の更なる生産性向上を図ることはできないか。

下請中小企業※の現状

- 取引額の最も多い事業者への依存度が50%超である下請中小企業は約40%
- 過去の取引経験等を活かせること、新たな販売先の開拓が必要ないこと等のメリットがある反面、価格等の取引条件の変更が難しいこと、過去の経緯等から無理な注文を押しつけられる等のデメリットも存在。
- 親企業は自社に欠かせない技術等を有する下請中小企業を選択する傾向にある。
- グローバル化の進展等により、下請分業構造の流動化が進展。

※自社よりも資本金又は従業員数の大きい他の法人から、製品・部品等の製造・加工や、当該法人が他社に提供する役務等を受託している中小企業（下請中小企業振興法）

下請中小企業の取引額の最も多い事業者への依存度の推移



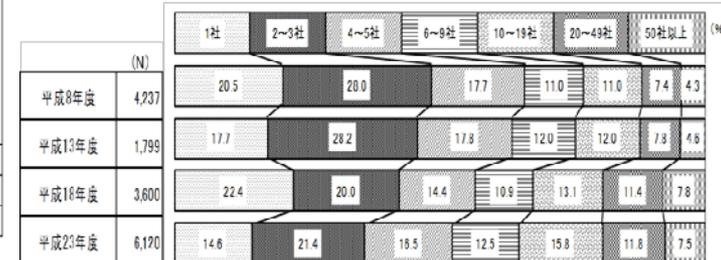
出典：発注方式等取引条件改善調査（平成23年度）

下請中小企業の選定理由

	(N)	技術力が高い下請事業者	取引額が多い下請事業者	独自の技術・ノウハウを有する事業者	提案力や販売力がある会社	業長等の取引がある下請事業者	特段選定していない
業種別全体	420	59.0	27.1	68.1	36.9	38.1	7.1
製造業	243	60.5	27.2	70.8	39.1	35.6	8.2
サービス業	168	57.7	25.6	65.5	34.5	39.9	4.8

出典：発注方式等取引条件改善調査（平成23年度）

下請中小企業の常時取引している親企業数の推移



下請企業の振興方策

近年の事業環境変化への対応

- 大企業の海外進出に伴い、製造業を中心に下請中小企業の受注が減少してきている。
- 下請中小企業の受注が減少する中、多くの親企業では、新たな取引先の獲得支援を十分に実施していない状況。
- 工程をまとめて発注したいという親企業のニーズを受け、とりまとめ企業が設計から品質管理を含め、全ての工程を一括して受注する取組を行うニーズが生じている。
- 下請中小企業を巡る環境は厳しさを増しているが、自ら取引先を開拓する取組により自立化し、顧客のニーズに応える「課題解決型ビジネス」ができる企業は比較的好調。
- 一方、積極的に取引先の開拓を行っていない下請中小企業は3割に達している。
また、取引先の開拓に取り組む企業でも、約半数で十分な成果が出ていない状況。

下請中小企業の対応の方向性

検討の視点

- ①下請中小企業の自立化
- ②課題解決型ビジネスの展開
- ③企業連携の活用

課題解決型企业連携の形成等に必要な要素

- ①知識連携と取引連携を組み合わせた相乗効果の発揮
- ②リーダーシップ等を発揮する者の存在
- ③内部組織運営ルールの確立
- ④取引先との関係におけるルールの明確化

下請中小企業振興法の実績と課題

- 昭和45年の制定以来、昭和46年～平成5年の間に振興事業計画に基づく支援の活用実績は12件となっているが、近年は親企業の協力は得られず、活用されていない。
- 取引構造の流動化、親企業の支援が見込めない等、親企業と下請中小企業との関係は変化し、両者が共同して計画を作成し取り組むスキームが実態と合っていない。

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

- 日本に残っている会社と現地に進出する会社との関係、海外での下請関係につき調べるべきではないか。下請企業が海外に行く時は法体系はどのようになっているのか。外国でも日本の下請振興法に基づく対応が出来るのか。
- 海外投資は中小企業だけでなく大企業でもリスクな投資。各分野で集約して、海外で失敗しても大丈夫なようにしていくことが大事ではないか。企業の連携をもっと推進して法人化を支援することは、小さな企業の話とはずれると思うが、そこまで政策として支援するのか。
- 国内では合併しないが、海外に出るときは複数企業でジョイントベンチャーを作って出ていくというケースはあると思う。国内の企業の合併による体力強化とともに考えておくとういのではないか。
- 海外進出する2次サプライヤーの一部につき、今までと違う環境の中でどう生き延びるかということが重要な課題であり、実態を考えて整理すべきである。
- 今は親と下請という関係ではなく、セットで支援対象という現行のスキームをどのように現状に合うようにしていくのかが論点。親にあたるところが海外に展開するところも考えられるのかというのが、今の法律では読みにくいので整理する必要があるのではないか。
- 最初から、他企業との連携ありきで決めつけるのではなく状況に応じて変えていける仕組みが大事ではないか。これまで推進役を担ってきた支援機関に加えて、ファシリテーターやコーディネーターが重要。それ自体をビジネスにする等、企業の新しいパターンが必要。そういった機能を持った企業を重点的に支援していく施策もあるのではないか。
- 下請企業が自立化し他企業との取引も行えるようになった場合、親事業者にとっては、下請振興法を利用してまで行うインセンティブがない。どこまで特定の社との関係を重視するのか、というところを把握する必要がある。

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

- 何らかの形で親会社ないし金融機関と取引できないと無意味だが、共同事業体という単なるグループと資金決済はどのように行うのか。組織体として法人格を持つのはよいが、そこまでするのか。権利能力なき社団の状態でもグループ化しても、地域金融機関や親企業との道筋が切れてしまう。そのような点をよく検討すべき。
- 下請企業同士の信頼関係がないとうまく機能しない。目的意識や人が集まる動機とは何かを、そこに需要があるかどうかという視点で考えなければならない。
- 企業連携の後、一つの会社の技術が劣化したり、経営破綻したとき、グループから取引を切られることなどが生じるのではないか。そのような時の対策はどうするのか。また、下請取引を望む事業者同士にとっては、連携や取引をしたい場合に、企業連携があって参入障壁とならないか。
- 親子の縁が切れることを前提に新事業、海外進出ということではなく、国内に需要があるのかという視点が重要。中小企業の海外展開を支援する施策、その一つとしても考えるべきではないか。
- 海外に出ていかない企業に対し、販路を見つけて出ていけるよう指導できる枠組みにするべき。

今後の検討の方向性(案)

- 下請企業の自立化に向けて新たなビジネス創造を行うための具体的な支援のあり方について
- 下請企業の自立化に効果のある支援措置の内容について
- 下請企業の連携体における適切な内部規律について
- 対外関係に資するような下請企業の連携体の体制整備のあり方について
- 下請企業の自立化に向けた、知識サポート・経営改革プラットフォームや認定支援機関等の活用のあり方について
- 特に小規模な下請企業に対する支援措置の深掘りについて
- 下請企業の連携体を活用する場合における、組合法等組織法制的弾力化、最適化について
- 取引の適正化については、現在とりまとめ中の取引の実態等に関するアンケート調査を受けて、第4回法制検討WGにおいて検討を行う。 等

創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方

信用保証や担保手段のあり方について見直し(“ちいさな企業”未来会議取りまとめより)

○より円滑な資金調達を可能とするため、資金調達手段の多様化や従来型の不動産担保以外にも担保手段を拡充する観点から、電子記録債権の活用やABL(動産・債権担保融資)の促進について、実務家を含めた関係者間で協議し、必要となる制度・環境整備を進める。なお、会議では「ABL促進のため、売掛金譲渡禁止特約について制限的な取り扱いを検討すべき。」との意見が出された。

不動産担保に過度に依存しない融資の必要性

- 景気低迷等を背景とする不動産価格の下落による金融機関の貸出姿勢の慎重化により、貸出金額・割合が低下。
- 担保となる資金が少ない中小・小規模企業にとっては資金調達の制約にもなり得る。
- 他方、中小企業向け貸出に占める信用保証付き貸出のシェアは拡大傾向。
- 中小・小規模企業の事業に関連する売掛債権や在庫等の事業資産を担保とした資金調達(ABL)を促進することで、資金調達手段を多様化。

ABLの推進

○ABLの対象となる流動資産の規模は非常に大きく、これらを活用した中小企業金融の円滑化が望まれている。

<ABLの市場規模>

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
融資実行額	2,748	2,133	2,739	1,921
残高(年度末)	2,346	4,436	4,764	4,338

出典：産業資金課委託調査(平成20年度、22年度、23年度)

<ABLの対象資産規模>

	資本金1億円未満	資本金1億円以上
受取手形	13兆円	11兆円
売掛債権	66兆円	116兆円
棚卸資産	43兆円	59兆円
合計	122兆円	186兆円

出典：財務省「法人企業統計金融経済統計月報」

電子記録債権の活用による資金調達の円滑化の促進

- 「電子記録債権」は、既存の指名債権・手形債権とは異なる新たな金銭債権。
- 電子記録債権は中小・小規模企業の既存の資金調達手段の一つである手形やABLのデメリット(保管コスト・紛失リスク、二重譲渡のおそれ)を解消するものであり、資金調達の多様化・円滑化を促進するもの。
- 今年度中に、電子記録債権を流通させる新たな社会インフラ(でんさいネット)が全国規模で立ち上がり、全国の金融機関、中小・小規模企業に電子記録債権が広がっていくことが予想される。

(参考)電子記録債権の取引イメージ



中小企業信用保険法改正の方向性

○信用保証の対象に電子記録債権を位置付け、電子記録債権の普及・拡大と相まって、中小・小規模企業の資金調達手段の多様化を図っていく。

中小企業金融円滑化法の期限の最終延長及び政策パッケージについて

中小企業金融円滑化法の期限の最終延長について（平成23年12月27日 金融担当大臣談話）

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組は定着していきいていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を協力的に推し進めていく必要がある。
- そのため、外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。
- こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長（25年3月末まで）するとともに施策を集中的に推進。

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ骨子 （平成24年4月20日 内閣府・金融庁・中小企業庁）

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

- (1) 各金融機関に対する「出口戦略ヒアリング」の実施
 - － 中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を確認
- (2) 監督指針の改正
 - － 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用

3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

- (1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築
 - － 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等から構成
- (2) 事業再生ファンドの設立促進
 - － 出資・債権買取り機能がある事業再生ファンドの設立促進
- (3) 公的金融機関における事業再生支援機能を充実させるための資本金借入金を活用した事業再生支援の強化
- (4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策

2. 企業再生支援機構（機構）及び中小企業再生支援協議会（協議会）の機能及び連携の強化

- (1) 機構
 - ① 専門人材の拡充
 - ② 協議会等との円滑な連携（企画・業務統括機能の強化、協議会との連携窓口の設置）
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し
 - ④ 資産査定等にかかる手数料の負担軽減
- (2) 協議会
 - ① 再生計画策定支援を迅速・簡易に行う方法の確立
 - － 標準処理期間を2ヶ月に設定・24年度に3千件程度
 - ② 専門人材の確保・人員体制の大幅拡充
 - ③ 相談機能の充実
 - － 最適な解決策の提案や専門家の紹介等

法制検討ワーキンググループにおける委員の主な意見

- 中小企業には、電子記録債権が資金調達に資するという理解が薄い。しっかりと資金調達にも資するというメリットの普及・啓発が必要ではないか。
- 親企業の都合で手形債権が電子記録債権に変わるといったときに、中小企業にはまだまだ電子記録債権の知識やPCが必要ということが課題ではないか。
- コストが低下するからといって、手形を電子債権化するのか。中小企業金融において、電子記録債権を活用するように誘導していくのか。電子記録債権を手形の代替としてのみでなく中小企業金融で活用していくということであれば、下請企業からの求めによる親企業の電子記録債権での支払義務まで手当する必要があるか。
- 中堅・中小企業で電子記録債権の支払側になろうとすると、取引先を集めた説明会などコストがかかるため、消極的になりかねない。分かりやすい説明用テキストなどがあると良い。また、中小企業団体の合同説明会や実務説明会を開催し、電子記録債権の受取側のメリットをしっかりと伝えていくことが必要ではないか。

今後の検討の方向性(案)

- 電子記録債権の新たな資金調達手段としての普及・啓発について
…中小企業の資金調達に資する電子記録債権やABLを普及・定着させるために、どのような環境整備を講じていく必要があるか。